

税理士が語る、経営者が知るべき経理・総務のツボ(第108回)

誰も教えてくれない給与、年金と定額減税の関係

2024.11.19

国民の手取りを増やす「定額減税」



今回は、今年よく耳にした「定額減税」について、シニア向けにお話します。

2023年11月5日、当時の岸田文雄首相は記者会見で「確実に可処分所得を伸ばし、消費拡大につなげ、好循環を実現するため、来年6月のボーナスのタイミングで、本人・扶養家族を問わず、1人当たり計4万円、約9000万人を対象に総計3兆円半ばの規模で所得税・住民税の定額減税を行いたい。本人・扶養家族を問わず、1人ずつ減税を行うことで、過去に例のない子育て支援型の減税ともなり、例えば子ども2人の子育て世帯では16万円の減税となる。このように、来年夏の段階で賃上げと所得減税を合わせることで、国民所得の伸びが物価上昇を上回る、そういった状態を確実に作りたいと思っている」と発言しました。

その後、「令和6年度税制改正の 綱」(2023年12月22 閣議決定)において税制改正の内容が決定され、この 綱に沿った税制改正の法案が成立し、令和6年分所得税について定額減税が実施されました。



**『業務効率化・コスト削減』でお悩みの方に
おすすめ資料をご紹介します!**

資料ダウンロードはこちら >

過去のケースでは年末調整の段階で減税を行っていましたが、岸田元総理のこだわりは「6月に行う」ことにあり、今年の春先は会計ソフト会社、会社の経理担当、税務署の源泉所得税担当がバタバタしていました。国もいまだに混乱が収まっていない状態です。国税庁ホームページ「令和6年分所得税の定額減税Q&A」も2024年9月24日に5回目の改訂をしています。

会社の経理担当の方は、上記Q&Aなどを参考に事務を進めていましたが、それ以外の多くの方は実感が湧きづらく、いつの間にか完結してしまった制度ですから、シニアの方は注意が必要です。

給与所得ありの年金受給シニア層は注意

昨年末あるいは今年になって会社に「扶養控除等申告書」を提出した方は、6月支給の給与から定額減税による所得税控除(扶養者がいる場合は人数による)がありました、あわせて年金も受給しているシニアの方は注意が必要です。

年金受給者のうち、①所得税の源泉徴収または住民税の特別徴収の対象となる老齢年金を受けている国内居住者は、2024年6月に支払われた年金の源泉徴収税額から、受給者ならびに一定の配偶者および扶養親族1人につき3万円が控除されています。控除しきれない金額については、以後の2024年中(2024年12月支払いまで)の年金支払いにおいて順次控除されています。②個人住民税も、2024年10月に支払われた年金から特別徴収されるべき個人住民税の額から、受給者および配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円が控除されています。控除しきれない金額については、以後の2024年度中(2025年2月支払いまで)の年金支払いにおいて順次控除されます。

給与については「扶養控除等申告書」を提出した方が対象ですが、年金の場合、**提出していなくても自動的に3万円の控除を受けます**

(提出した場合は「一定の配偶者および扶養親族1人につき3万円」の計算根拠となる)。「自分は年金事務所に『令和6年分の扶養親族等申告書』を提出していないから大丈夫だろう」というものではないのです。では、年金が控除されているか確認するすべはないのでしょうか。

給与の場合は6月の給与明細に記載されています。年金については国税庁のHPでは情報を得られませんが、日本年金機構HP「公的年金等からの所得税・個人住民税の定額減税に関するQ&A」(問12)に以下の回答があります。

- ①年金振込通知書の「所得税額および復興特別所得税額」欄については、定額減税を控除した後の税額を記載
- ②年金振込通知書の「前回支払額」欄に定額減税が実施される前の「前回支払額」が記載されており、前回の税額と比較すればおおよその減税額を把握することができるようになっている
- ③詳細な減税額の確認については、年金事務所またはねんきんダイヤルに問い合わせ願いたい
- ④

令和7

年1月に送付する公的年金等の源泉徴収票については、令和6年中に減税された金額の詳細を記載することとしている。

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票														
支払を受ける者 (フリガナ)	住所又は居所			生年月日			年金の種類							
	氏名													
区分		支払金額				源泉徴収税額								
所得税法第200条の3第1号・第4号適用分		円				円								
所得税法第200条の3第2号・第5号適用分		円				円								
所得税法第200条の3第3号・第6号適用分		円				円								
所得税法第200条の3第7号適用分		円				円								
本人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			障害者の数		非居住者である親族の数		社会保険料の額			
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	専従	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	人	人	人	円
源泉控除対象配偶者	(フリガナ)	氏名	区分											
控除対象扶養親族	(フリガナ)	氏名	区分											
16歳未満の扶養親族	(フリガナ)	氏名	区分											
	(フリガナ)	氏名	区分											
支払者 法人番号 6000012070001 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長														
(摘要) 【社会保険料の内訳】 介護保険料額 XXXXXX円 国民健康保険料(税)額 XXXXXX円 後期高齢者医療保険料額 XXXXXX円 【定額減税】 源泉徴収時所得税減税控除済額 40,000円 控除外額(控除していない額) 20,000円														

具体的に今後何をすればよいのか… 続きを読む